

第九十六号議案

江戸川区自転車駐車場の指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成三十年十一月二十七日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区自転車駐車場の指定管理者の指定について
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定により、江戸川区自転車駐車場の指定管理者を次のように指定する。

名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
江戸川区小岩駅東駐輪場 江戸川区小岩駅西一号駐輪場 江戸川区小岩駅西二号駐輪場 江戸川区小岩駅西三号駐輪場 江戸川区京成小岩駅東駐輪場 江戸川区京成小岩駅南駐輪場 江戸川区京成小岩駅南二号駐輪場 江戸川区京成小岩駅北駐輪場 江戸川区京成小岩駅北二号駐輪場	品川区西五反田四丁目三二番一号	日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社 代表取締役 下條 治	平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

(説明)

平成三十一年四月一日から、新たに江戸川区自転車駐車場の指定管理者を指定する必要があるもので、本案を提出いたします。